

住民税・所得税の申告情報(第2回)

問 財務課 町民税係 ☎62-9122 / 諏訪税務署 ☎52-1390

来月の2月17日(月)から3月16日(月)までが申告期間です。以下に該当する方は、確定申告が必要になりますので、ご確認ください。

なお、申告相談会の日程等は、広報ふじみ2月号でお知らせします。

所得税確定申告をしなければならない方

会社勤めやパート、アルバイトなどの給与収入がある方

- ①給与の年間収入金額が2,000万円を超えている方
- ②1か所から給与の支払いを受けている方で、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③2か所以上から給与の支払いを受けている方で、主たる給与以外の給与（年末調整をされなかった給与）の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、資産の賃料などを受け取っている方 ※少額であっても所得金額にかかわらず申告が必要です。
- ⑤災害減免法により、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
- ⑥所得税の源泉徴収義務のない者から、給与等の支払いを受けている方

公的年金を受給されている方

- ①公的年金等の所得金額から、所得控除の金額を差し引くと残額がある方
※公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方の確定申告は不要ですが、住民税申告が必要な場合があります。（※1 参照）
- ②「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受ける方
- ③外国の公的年金を受給している方（平成27年分以降は400万円未満でも申告が必要となりました。）

上記以外の方

- ①所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、「配当控除額」と年末調整の際に控除を受けた「住宅ローン控除額」の合計額を超える方
- ②外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職所得がある方

確定申告により、所得税の還付を受けられる場合がある方

給与所得者や年金所得者で以下に該当する方は、還付を受けられる場合があります。

- ①源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、その他の所得があまり多くない方
 - ②医療費が多額にかかった方、または一定の取り組み（健康診断など）を受け、特定一般医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入金額が1万2千円を超える方（従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を重複して適用することはできません）
 - ③住宅ローンなどを利用してマイホームの新築、購入、増改築などをした方
 - ④上場株式等の配当があり、課税所得が330万円未満の方
- ※申告された株式等の配当所得は、**扶養控除**や**配偶者控除**の適用、国民健康保険料算定等の基準となる**総所得金額等**や**合計所得金額**に含まれますのでご注意ください。

住民税申告をしなければならない方 ※1

令和2年1月1日現在、富士見町に居住している方で以下のいずれかに該当する方は、申告が必要です。
なお、所得税確定申告をする方は、住民税申告をする必要はありません。

- ①平成31年1月1日～令和元年12月31日までに収入があった方
(1か所から給与の支払いを受けている方で、会社で年末調整をされた方は不要です。)
- ②給与のほかに農業などの副業があり、給与以外の所得(20万円以下を含む)があった方
- ③公的年金等の収入が400万円以下で確定申告の必要はないが、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除を受ける方
- ④中途退職などで、年末調整がされていない方
- ⑤内職、日雇い、パート、アルバイトなどで、年末調整がされていない方
- ⑥国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方で、年末調整等がされていない方

※住民税申告についての詳しいお問い合わせは、財務課 町民税係(☎62-9122)までお願いします。

● 税務署での令和元年分所得税の確定申告について

【受付期間】 2月17日(月)～3月16日(月)(土・日、祝日は除く)
午前8時30分～午後4時(相談開始:午前9時～)

【場 所】 諏訪税務署
【臨時駐車場】 清水町野球場

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めに受付を済ませてください。なお、相談が複雑な場合は、午後3時までには受付を済ませてください。相談が午後5時を過ぎる場合は、当日に申告書が完成しない場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

※所得税確定申告に関することは税務署にお問い合わせください。

【所得税確定申告書の提出および相談先】

諏訪税務署 〒392-8610 諏訪市清水2丁目5番55号

一般的な国税相談(電話相談センター)

☎52-1390(自動音声案内番号「1」)

税務署窓口での相談の予約等

☎52-1390(自動音声案内番号「2」)

○以下に該当する方は、税務署で直接申告してください。

- 土地や建物、株式、先物取引、ゴルフ会員権などの資産の売却や交換などをした方
- 住宅ローン控除を初めて申告する方
- 税理士や税理士法人等が関与している法人の役員の方
- 農業所得、事業所得、不動産所得が300万円を超える方
- 青色申告の方
- 贈与税、相続税等の申告をする方

※該当する方は、役場で行う申告相談会で相談を受けることができます。お手数ですが税務署での申告をお願いします。

◆ 早くて便利なe-Taxをご利用ください ◆

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

e-Taxのご利用にあたっては、マイナンバーカード方式またはID・パスワード方式(あらかじめ税務署で利用者識別番号を取得する必要があります。)により申告ができます。

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の確定申告書等作成コーナーで作成した申告書等のデータは、e-Taxを利用し自宅から税務署に送信できます。

また、上記のような事前の手続きがなくても、ホームページ内の確定申告書等作成コーナーで作成した申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出することもできますので、ぜひご利用ください。

- e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」 ☎0570-01-5901
【受付】 祝日および12月30日～1月3日を除く平日



●農業所得に係る農業収支内訳書および 償却資産（固定資産税）申告書作成指導会を開催します

☎ 財務課 町民税係 ☎62-9122 / 財務課 資産税係 ☎62-9124

- 【対象者】** ○農業収支内訳書作成にご不明な点があり、お困りの方（※青色申告者の方はご遠慮願います。）
○事業（農業・営業・不動産）を営んでいる方で、減価償却資産をお持ちの方
- 【期 日】** ※広報12月号の掲載内容より変更になっています。
1月21日(火)
1月22日(水) ※22日(水)は午前の部のみ行います。
1月23日(木)
- 【受付時間】** 午前の部：午前9時～11時 / 午後の部：午後1時～4時 までに受付を済ませてください。
- 【場 所】** 役場1階 ロビー
- 【持 ち 物】** (1)収支内訳書（自分で作成したもの）
(2)収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）
(3)農機具等使用機械の詳細（名称、数量、取得年月日、購入価格等を記載したもの）
(4)出荷伝票、粉受通知書、農業用の貯金通帳、中山間・補助金等の収入がわかるもの、領収書
(5)償却資産申告書（未提出の方） (6)印鑑（認印） (7)その他必要と思われるもの
- 【そ の 他】** ・収入金額や必要経費を記載した帳簿を必ず作成し、ご持参ください。
・収支内訳書の作成を補助する会ですので、自分のできる範囲で作成した収支内訳書を必ずご持参ください。
・収支内訳書の作成には時間を要します。時間に余裕をもってお越しください。
・預貯金通帳は必ず前日までの記帳を済ませたものをご持参ください。
・事業用として所有されている資産（課税対象となるものは除く）は、固定資産税における償却資産として毎年1月末日までに申告が必要です。

【事業主のみなさま】給与支払報告書（個人別明細書）をご提出ください

令和元年（平成31年）中に給与を支払った従業員、パート、アルバイト及び中途退職された方で、令和2年1月1日現在富士見町に住民登録がある方について、事業主の皆様は給与支払報告書（個人別明細書）の提出をお願いしています。また、平成30年度から原則すべての事業主の皆様は従業員の個人住民税を特別徴収していただいております。普通徴収切替理由に該当する場合は、普通徴収切替理由書と給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄への符号の記載が必要となりますので、ご注意ください。お早めのご提出をお願いします。

【提出期限】 1月31日(金)

【提出先】 財務課 町民税係（役場1階④番窓口 ☎62-9122）

【そ の 他】 「給与支払報告書（個人別明細書）」の用紙は上記窓口にありますので、必要な方はお手数ですがお越しください。

固定資産税の償却資産申告書をご提出ください

☎ 財務課 資産税係 ☎62-9124

町内で事業（農業、会社、商店、工場経営など）を行っている個人や法人は、令和2年1月1日現在に所有する償却資産（事業のために使用や保管している資産）の状況を申告してください。

該当する資産が無い場合や、所有する資産に増減が無い場合でも、提出期限までにご提出ください。

【申告書提出期限】 令和2年1月31日(金) ※早めの提出にご協力ください